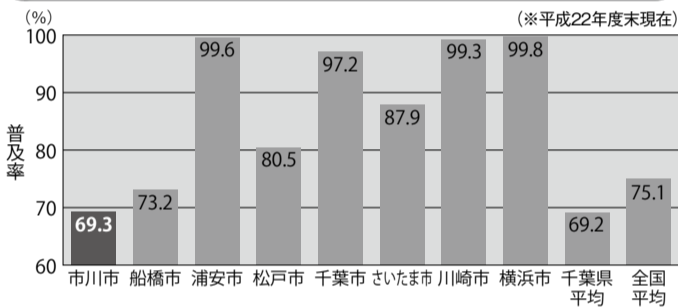


広報いちかわは新聞折り込みでお届けするほか、市内各駅の広報スタンドと公共施設で配布しています。入手困難な方で自宅への配布をご希望の場合は、広報広聴課へお問い合わせください。



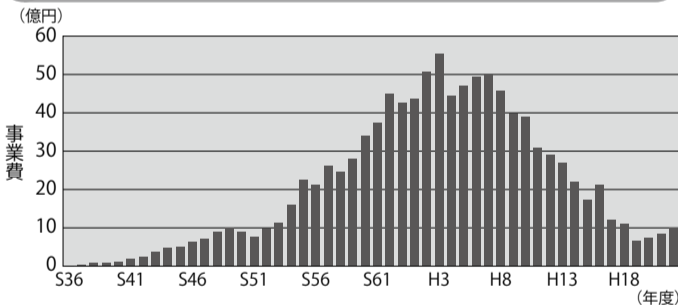
▲汚れた水をきれいにしてから川に戻します(真間川)

## 近隣市の下水道普及率(汚水) (表1)



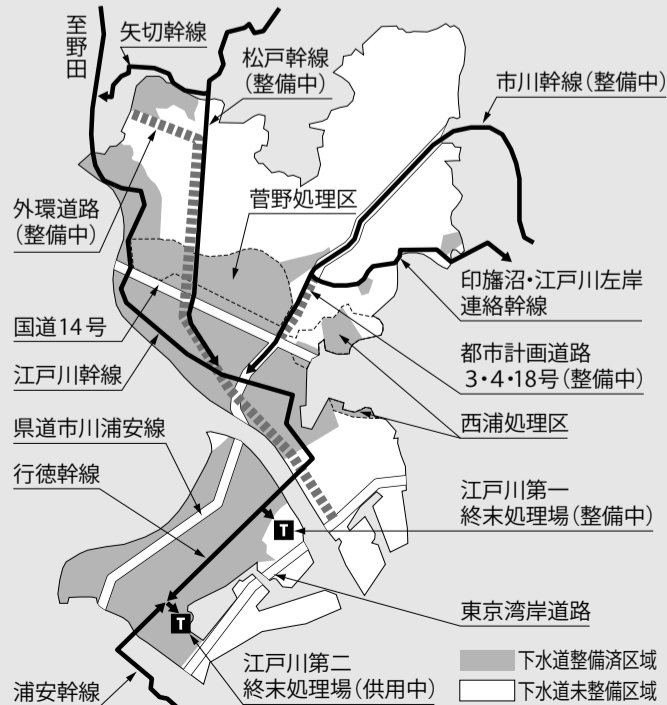
公益財団法人日本下水道協会HPより  
 ※本表の普及率は住民基本台帳人口に基づくものです。国勢調査人口による市川市の普及率は67.3%となります。

## 下水道事業費の推移(表2)



## 江戸川左岸流域下水道の7本の幹線(図1)

流域8市の汚水が流域下水道の幹線で集められ、行徳地区にある終末処理場で浄化されます。またこれ以外に、流域下水道の幹線に流入する公共下水道管が網の目のように張りめぐらされています。



### 本市の下水道事業の経緯

市の下水道事業は、昭和36年に菅野・真間地区で汚水と雨水を同一の管で処理する合流式下水道として整備が始まりました。その後、これらを処理する施設である菅野終末処理場が一部完成したことで、昭和47年に下水処理が開始されました。

また、県が本市を含む江戸川流域8市(市川市、浦安市、松戸市、流山市、野田市、柏市、船橋市、鎌ヶ谷市)にわたる江戸川左岸流域下水道事業を開始し、市内に7本の幹線と2つの終末処理場の建設を行うこととなりました(図1)。これを受け市では、県が整備する流域下水道の幹線と利用者をつなぐ下水道管の整備を、昭和47年から行っています。昭和56年に江戸川第一終末

処理場が完成したことで、それまで下水道網の整備をしてきた市川南・南八幡と行徳の各地区で汚水処理が始まりました。

その後、他の地区も順次整備を進めてきましたが、東京外郭環状道路(以下、外環道路)の下の松戸幹線と、都市計画道路3・4・18号の未整備区間の下の市川幹線が未整備だったことから、近年では下水道の整備区域を拡大できず、事業費も縮小してきています(表2)。その結果、本市の下水道普及率は、隣接市や近隣主要市と比べ低くなっています(表1)。

また、雨水管も順次整備を進めていますが、一方で都市化の進展や集中豪雨の増加などもあり、排水能力が十分でない地区が発生しています。

### 動き出す下水道事業

このたび、外環道路と都市計画道路3・4・18号の未整備部分で平成27年度末に供用されることで、これら道路の下に整備される流域下水道が供用されることとなります。これにより、これまで遅れてきた本市北部の下水道事業が本格的に始動します。

また、市川南地区と高谷・田尻地区は、外環道路事業に伴い雨水の下水道計画の見直しを行い、外環道路の整備にあわせ、大和田ポンプ場や雨水管の整備に着手し、浸水被害の解消を図ります。

## 下水道の効果

普段、私たちが下水道施設を目にすることはほとんどありませんが、下水道には私たちの生活を支える3つの大きな効果があります。

### ① 衛生的な生活環境の維持

私たちの生活から出る汚水を下水道管で処理場に集め浄化することで、蚊やハエなどの害虫や悪臭の発生を防ぐことができます。



### ② 街の浸水対策

雨水を速やかに下水道管に集め、川や海などに排水することで、大雨などによる浸水を防ぐことができます。



### ③ 水辺の生態系の維持

汚水を浄化することで、川や海の水質を保全し、水環境を改善することができます。



# 下水道事業が大きく動き出します

## 安全で快適な魅力ある街づくりのために

下水道は、各家庭での炊事や洗濯などで生じた生活排水やし尿、学校・病院事務所などからの排水などの「汚水」、そして街中に降った「雨水」を、地下に設けた下水道管で集め、最終的に河川や海に流す重要な都市施設です。本市でこれから大きく動き出す下水道事業について紹介します。

☎0332-8740 河川・下水道計画課

# 下水道(汚水)整備計画(北部地域)

これまで下水道(汚水)が未整備だった北部地域は、外環道路及び都市計画道路3・4・18号の平成27年度末の供用にあわせ、江戸川左岸流域下水道幹線(松戸幹線・市川幹線)が供用されることから、これらの幹線に接続する公共下水道の整備が本格始動します。

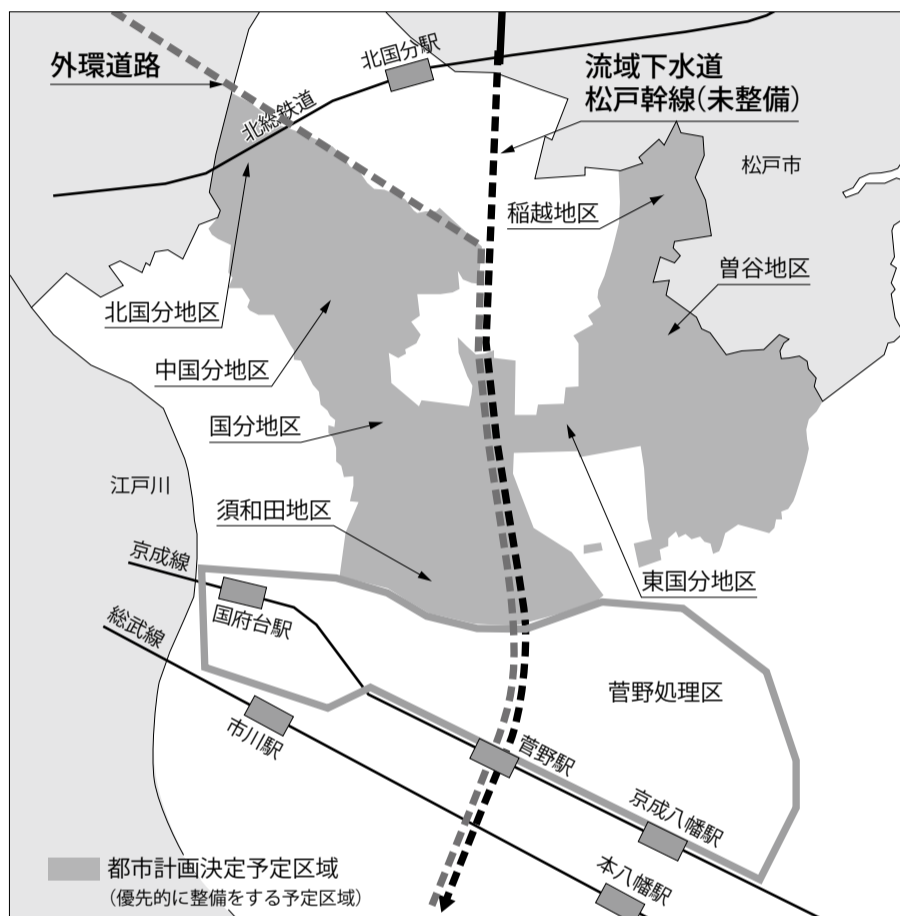
## 流域下水道松戸幹線区域

流域下水道松戸幹線は、松戸市に始まり、現在整備中の外環道路に沿って、市川市東大和田で流域下水道江戸川幹線に接続します。

松戸幹線は、外環道路の側道の下に、管径1,650mm~2,000mmの管を埋設する計画で、外環道路の平成27年度末の供用開始にあわせ県で整備を進めて

います。

市では今後、松戸幹線の供用開始にあわせ、平成25年度より外環道路内の公共下水道整備に着手し、その後は、北国分・東国分・中国分・国分・須和田・曾谷・稲越地区の市街化区域を順次整備していきます。



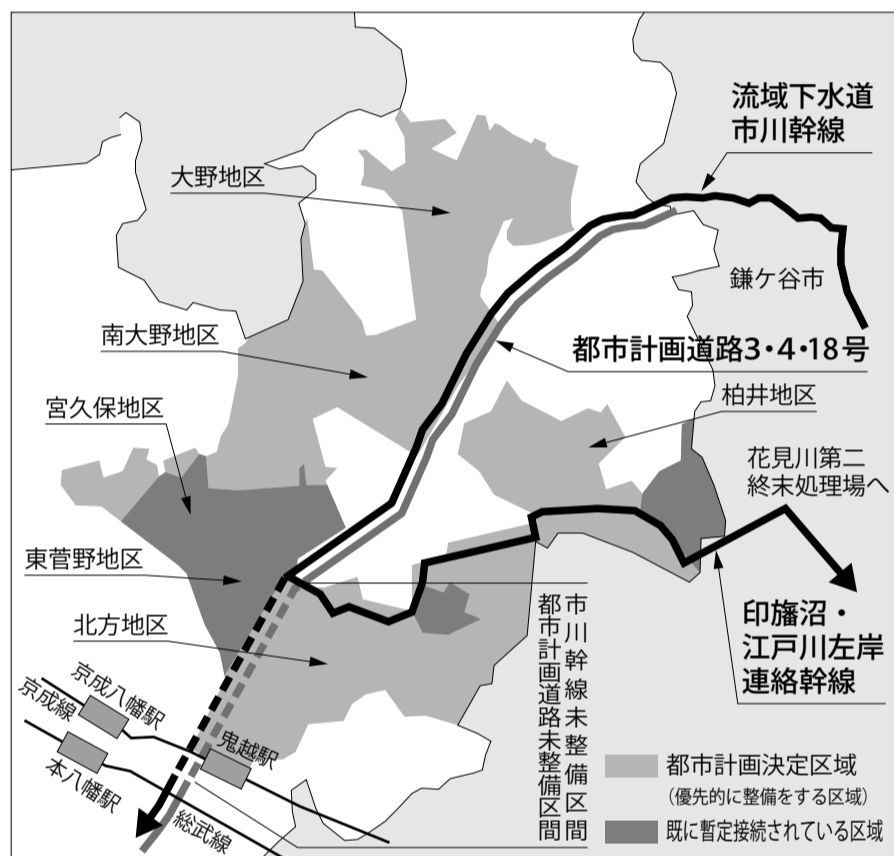
## 流域下水道市川幹線区域

流域下水道市川幹線は、鎌ヶ谷市に始まり、現在整備中の都市計画道路3・4・18号に沿って、南八幡で流域下水道江戸川幹線に接続します。

市川幹線は、都市計画道路3・4・18号の下に、管径1,100mm~1,800mmの管を埋設する計画で、都市計画道路3・4・18号の平成27年度末の供用開始にあわせ県で整備を進めています。

今後は、市川幹線の供用開始にあわせ、北方・南大野・大野の一部地区の整備に着手します。

なお、東菅野・宮久保・北方町・柏井町の一部地区などは、市川幹線と千葉市にある県の花見川第二終末処理場とを結ぶ印旛沼・江戸川左岸連絡幹線へ暫定的に接続することで、平成19年度から一部供用を開始しています。



## 菅野処理区

### 合流式下水道緊急改善事業

菅野処理区は、汚水と雨水を同一の管で処理する合流式下水道として整備された地区で、大雨時には一部の汚水が未処理のまま真間川に放流されます。市

ではこの放流水の水質向上のため、新たな水処理施設としての高速ろ過施設や未処理水を一時的に貯留する施設の整備を進めています。

### 下水道長寿命化計画

菅野処理区は供用開始から40年が経過していることから、下水道管の経年劣化による破損で起こる道路陥没などが多く発生するなど、老朽化への対応が課題となっています。市で行っている日常の維持管理では施設を健全に維持していくことは困難で、また、道路陥没後に対応するなどの事後的な対応では市民生活に支障が生じ、コスト的にも不経済となります。



▲下水道管破損による道路陥没状況

そこで、同地区の下水道管、菅野終末処理場、菅野と真間にあるポンプ場についての長寿命化計画を策定し、計画的

な改築や改修を進めることで、事故の未然防止、並びに施設のライフサイクルコストの最小化を図ります。

## 公共下水道と流域下水道

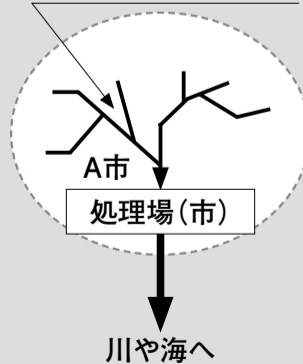
### 〈公共下水道〉

主として市街地における下水を排除し又は処理するために、市町村が管理する下水道で、個別の終末処理場を有する単独公共下水道、流域下水道に接続する流域関連公共下水道があります。

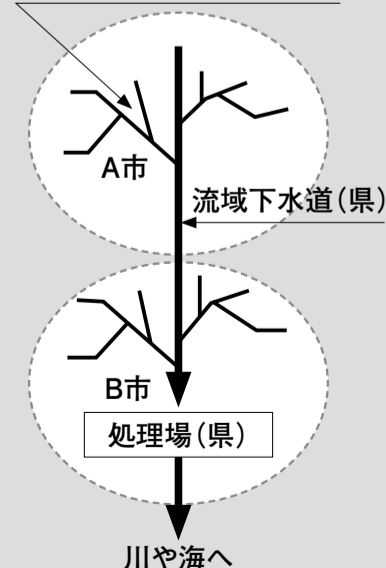
### 〈流域下水道〉

複数の市町村の区域の下水を排除するための下水道で、流域幹線と終末処理場を持ち、都道府県が管理しています。

#### (単独)公共下水道(市)



#### (流域関連)公共下水道(市)





## 下水道(雨水)整備計画(中部地域)

中部地域は、都市化の進展により、雨水流出量が増大し、道路冠水などの浸水被害が度々発生しています。そこで、外環道路事業を契機として下水道計画(雨水)を見直し、浸水対策を進めていきます。

### 市川南地区の雨水排水計画

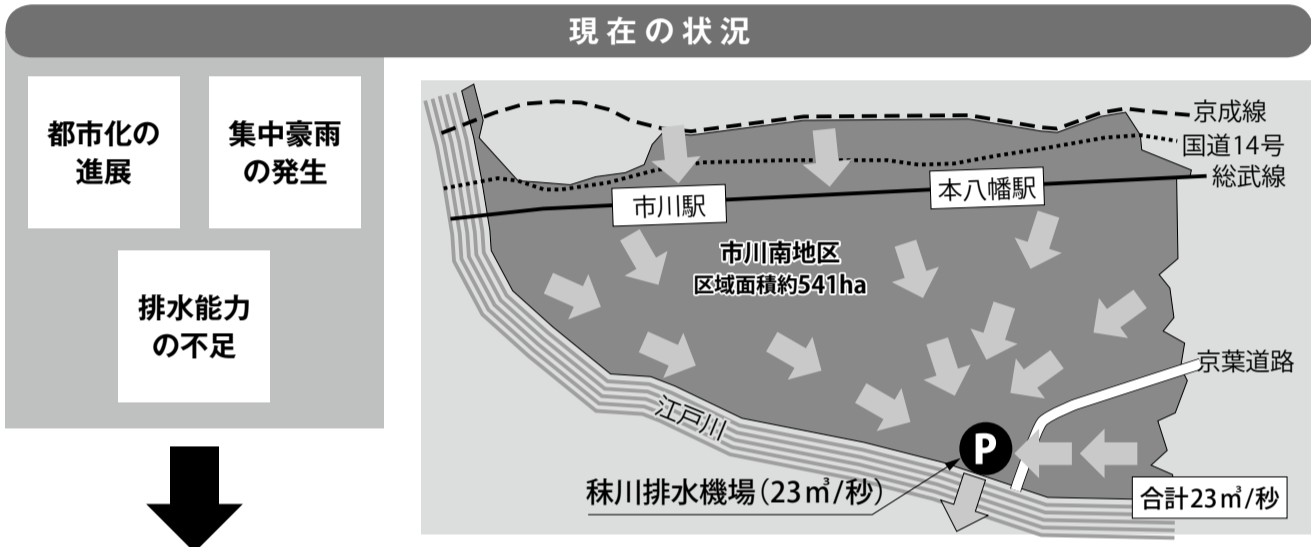
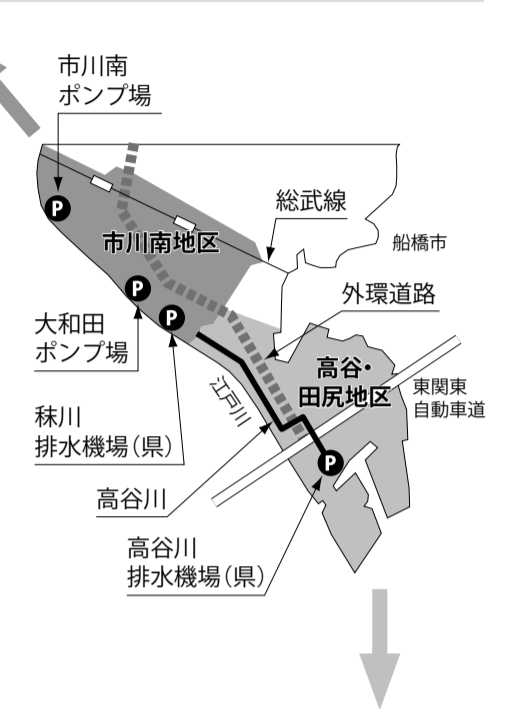
市内の中部に位置する市川南地区では、市が昭和47年から下水道事業により雨水管整備を進め、昭和58年には県が雨水を江戸川に排水するための秣川(まぐさがわ)排水機場(23m<sup>3</sup>/秒)を整備することで、同地区での雨水排水がなされてきました。

しかし、その後の宅地化の進展に伴い雨水が地面に浸透しにくくなったことや、集中豪雨の増加などにより、排水能力が

不足し、浸水被害が発生することが多くなりました。

そこで、外環道路の整備を契機に下水道計画(雨水)の見直しを行い、排水能力約27m<sup>3</sup>/秒の大和田ポンプ場と約10m<sup>3</sup>/秒の市川南ポンプ場を新たに整備することとしました。

そのうち、外環道路で分断される外環道路東側地区の雨水排水を担う大和田ポンプ場は、本年度から工事に着手し、外環道路の供用にあわせた平成27年度の完成を目指します。

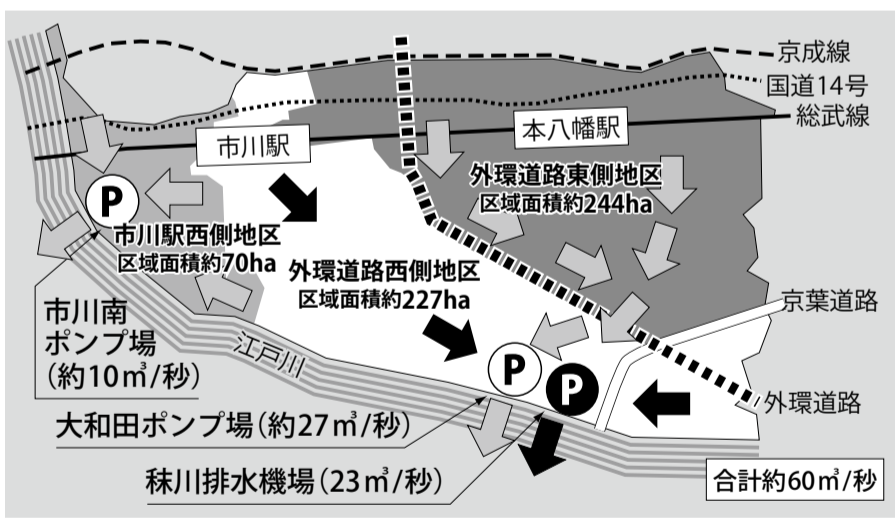


都市化の進展  
集中豪雨の発生  
排水能力の不足  
↓  
浸水被害の発生

市川南地区(約541ha)の雨水排水は、秣川排水機場(県)より江戸川へ排水されていますが、雨水流出量の増大により度々浸水被害が発生しています。

### 整備計画 (1時間当たり雨量50mm対応)

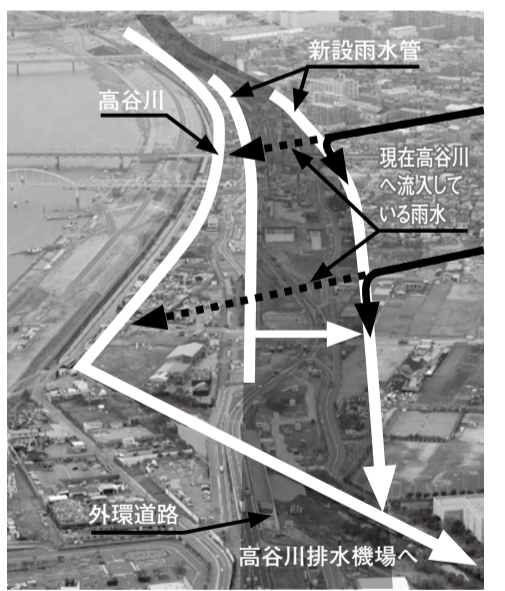
〈対応策〉  
大和田ポンプ場の整備  
市川南ポンプ場の整備  
雨水管の整備  
↓  
排水能力を向上させ  
浸水被害の解消を  
図ります。



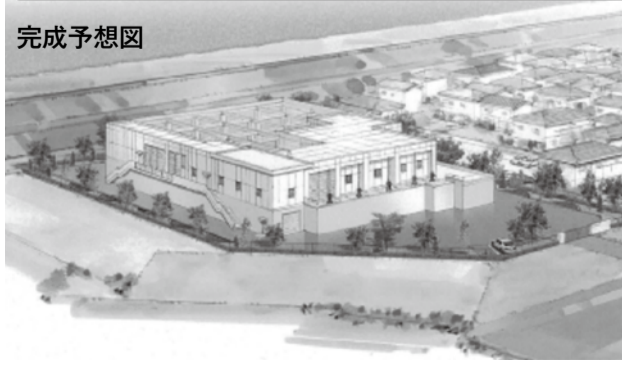
市川南地区の雨水排水システムを外環道路の東側と西側、市川駅の西側の3つの地域に分割し、大和田ポンプ場と市川南ポンプ場を新設することで、雨水排水能力を23m<sup>3</sup>/秒から約60m<sup>3</sup>/秒へ増やします。

### 高谷・田尻地区の雨水排水計画

高谷・田尻地区の雨水は高谷川に排水されています。建設が進む外環道路により、雨水を高谷川に流していた水路が分断されてしまうことから、同道路の側道の下に新たに整備する下水道管(雨水)により、高谷川に排水するようにします。また、県では老朽化した現在の高谷川排水機場に代わる新たな高谷川排水機場の整備を進めています。



### 大和田ポンプ場整備



〈計画概要〉

位置	大和田2丁目22番地
敷地面積	約5,300m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 地上1階地下4階
建物高さ	約10m
計画排水量	約27m <sup>3</sup> /秒 (今回整備約19m <sup>3</sup> /秒)
ポンプ台数	計画設置台数5台 (今回整備4台)
建設費	約115億円

#### 〈整備効果〉

大和田ポンプ場は、外環道路で分断される外環道路東側地域の雨水を管で導き、江戸川に排水することで、この地域の雨水排水を改善するとともに、秣川排水機場の負担を軽減することで、市川南地区全体の排水機能を向上させます。

#### 〈整備手法〉

本工事の施工については、地方公共団体の下水道事業を代行できる公的団体である地方共同法人日本下水道事業団に代行を委託します。なお、日本下水道事業団からの本工事発注は一般競争入札で行われます。

#### 〈地方共同法人日本下水道事業団とは〉

「地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理、下水道に関する技術的援助を行うこと」等を目的として地方公共団体が出資者となり設立された団体で、処理場やポンプ場の建設などによる急激な事業増等による技術者不足を補う役割を担っています。豊富な専門知識を有する職員を多く擁しており、高度な技術を必要とする事業などで多くの実績を有しています。



## 下水道(処理場)整備計画(南部地域)

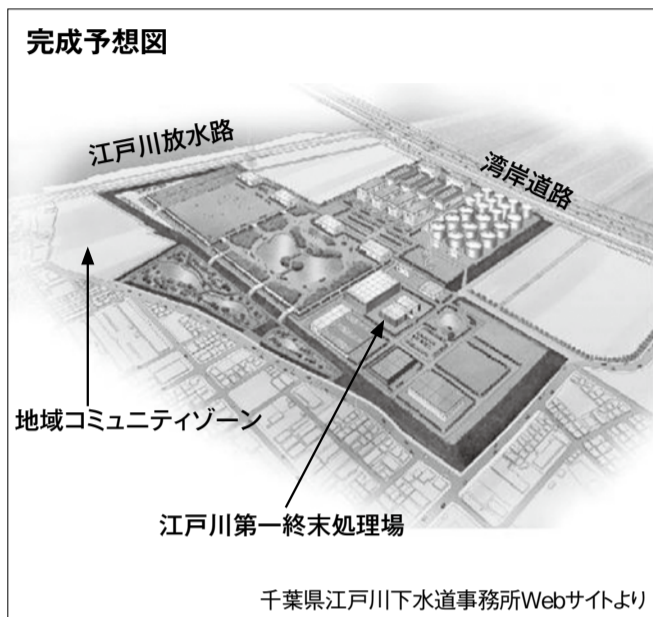
南部地域は、流域各市の下水道整備の進展により、新たな終末処理場の整備が進行しています。

現在、県では、江戸川左岸流域内の8市のうち、未接続である鎌ヶ谷市域を除く約104万人の汚水を、本市の福栄にある江戸川第二終末処理場で処理しています(平成23年3月末現在)。

また、流域各市の下水道整備の進展に伴い、流入下水(汚水)の増加が見込まれていることから、平成29年度の供用開始を目標に、江戸川第一終末処理場(市川市本行徳)の第一期整備に着手したところです。

市では、江戸川第一終末処理場に隣接した区域に、市民の憩いの場として公園施設・運動施設(少年野球場)・その他の施設からなる地域コミュニティゾーンの整備を進めています。

### 江戸川第一終末処理場整備と地域コミュニティゾーン



## 下水道事業(汚水)を進めていくには 下水道受益者負担金と下水道使用料が必要です

下水道施設の整備や維持管理を行うにあたり、下水道受益者負担金や下水道使用料として費用の一部を負担していただいています。

### ●下水道受益者負担金

下水道が新たに整備された区域は、衛生的な生活環境になるなどの利益を受けることになります。しかし下水道は道路や公園などのような誰でも利用できる施設とは異なり、その利益を受けることができるのは整備された区域内の方に限られます。下水道の整備を税金のみで行うことは、下水道を利用できない人にも一律の負担をかけることとなり、公平性を欠くことになります。

そこで下水道が利用できるようになる方に下水道施設整備費用の一部を負担いただき、整備を

進めるものが受益者負担金です(都市計画法第75条)。

※受益者:下水道を利用できるようになる区域内の土地所有者または権利者

※負担金の賦課:対象区域で下水道工事が始まる年度に1回限りとなります。その金額は土地の面積に応じます。

### ●下水道使用料

下水道管の清掃や修繕、終末処理場の運転や管理など下水道施設の維持管理費や、下水道管等の建設のために借り入れた資金の返済を、下水道を使用する方に負担いただくものです(下水道法第20条)。

※2ヶ月に1回、排除した汚水の量に応じてお支払いいただきます。

### ●未納に対して

下水道受益者負担金や下水道使用料を期限までに納付いただけない方へは督促状を送付し、あらためて納付をお願いしています。その後も納付いただけない場合は、滞納を防ぐために財産の差し押さえなど(滞納処分)を行うこととなります。

下水道事業には下水道受益者負担金や下水道使用料がとても大切となります。ぜひご理解いただき、今後とも納付期限までのお支払いにご協力をお願いします。

## 公共下水道への接続は、お早めに!

市によって公共下水道が整備された後、民地内から接続する工事を実施していただく必要があります。

### ●宅内工事について

公共下水道ができると建物所有者は、遅滞なく排水設備を設置しなければなりません(下水道法第10条)。

なお、公共下水道への接続工事については、専門の技術や知識が確認されている、市の指定工事店で行っていただくこととなります。

### ●私道助成について

市では私道に下水道管を敷設する場合、一定の要件に該当すれば工事費の全額を助成しています。また、すぐに宅内工事費を都合できない方へは、工事費の無利子貸し付け制度があります(※ただし貸付の条件があります)。

※詳細は市公式Webサイトをご確認ください。

